

も間に合いませんので、都の指導もいただき、五十三年度の固定資産税、都市計画税の一期の納期を一月延長をし、あわせてA・B農地の減額率を若干引き上げました。都市農業と緑地保全との調和を強め、都市計画審査委員会の会議、特例の字句の内容を訂正いたしました。税務事務の運営の円滑化を図りたい。こういうふうにございます。

以下、改正条例の内容につきまして条を追って概要を御説明申し上げます。

まず最初に、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例関係でございますが、六十八条は、たゞいま申し上げましたように固定資産評価審査委員会の会議期間の特例を定めた規定でございます。そのうち三月二十日以後に課税台帳の縦覧期間を設けた場合は、縦覧期間の初日よりその末日後四十日間と定められておりまして、表現に余分の字句使用がありますので、四十日間と改めようとするものがございます。

次に、附則第十五条の四はA・B農地の減額規定でございます。このうち第一項につきましては、減額率を現行七〇％となつておりますが、一〇％引き上げまして八〇％にしようとするものがございます。

次に、附則第二十六条、これは新設の条文でございます。提案理由でも冒頭申し上げましたように、昭和五十三年度に限り、固定資産税の一期納期の四月を五月に一月おくらせて設けようとするものでございます。

次に附則の関係につきまして、第一条が改正条例の施行日を公布の日とするというふうにございまして、

第二条の関係では、A・B農地の減額率の新レバ八〇％の適用については五十三年度分のみとし、七〇％分の減額については従来どおりとするというふうにございます。

次に、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例関係につきまして申し上げますが、新設の十四項にいたしましたも、たゞいま税条例一部改正で申し上げましたように、不離一体の関係にあります都市計画税条例でございまして、やはり一期納期の四月を五月に一月延期をしたこと、こういうものでございます。

附則につきましては、これが改正条例の施行日を公布の日とするものでございます。

なお、条例改正中、A・B農地の減額率の改正によりまして、税収に若干の影響がございまして、税務課で計算をいたしましたところ、現行の七〇％で課税をいたしますと一千五百六十九万九千円の課税額に計算されました。なお、八〇％で計算を

いたしますと一千五十四万円の課税額が出ました。差し引き五百十五万九千円の減収
と、うことに相なるわけでございます。

何と改訂内容につきまして御審査をいただき、原案につきまして御可決くだ
さるようお願い申し上げます。二案につきましての改正案例の説明を終わらせてい
た致します。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

○十九番(大野行夫君) ちよとお伺いいたしますが、この税法の改正によりまして、内容

的に各増収に付くる面と減収に付くる面があらわれようと思ひますけれども、その
内容の範囲、概略試算がありましたらお願いいたします。

○税務課長(島田猛君) まだ法案の方をよく見ておりませんので、つきり申し上げられま

せんが、増収の範囲内では、増収の要否では法人市民税の均等割り改訂に付くるよう
でございます。これが改正になりますと、本市の場合には大体百三十四万五、六千円程度の

増収に相なるような計算推計でございます。

それから都市計画税の関係で、その税率は現行の二%でございますが、それが〇・三%に

アップになるようでございます。五割アップになります。したがいまして、それを計算いたし

ますと、本市の場合は八千六百万円程度の増収に相なるようでございます。

それから、特別土地保有税関係は改正になるようでございますが、これは特に、その施

行規則がござりまするんですが、聞く範囲内でその関係に照らし合わせて見ますと、

現在、これから御審議いただきます五十三年度の当初予算の中に計上してあります。

本年度は八千六百万円を計上してございます。従来は百五十万円程度でした。

というのは前年に比しまして、五十三年度は該当地が少なくなつたために八千六百万円

計上されたものでございます。その八千六百万円がさらに影響を受けて減額になるのでは

ないかと、こんなふうな大まかな推計でございます。

そのほか細い改正はございますが、本市に關係するのかわずかな部分でございますの

で、税収的に影響があるのはその程度でございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五号及び議案第六号については、税務委員

会に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から本条例は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議ナレと認めます。よって議案第五号及び議案第六号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第五議案第七号福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について提案理由の説明を求めます。

(教育委員会社会教育課長小野光朗君登壇)

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) お許しをいただきまして議案第七号福生市地域会館条例の一部を改正する条例の提案理由と内容について御説明申し上げます。

本条例はわかざり会館、わかざり会館に統括しまして、本年度、中央地区に完成いたします地域会館と、地方自治法第二百四十四条の二の規定により、この条例別表第一中のわかざり会館の次に新たに名称として扶桑会館と、位置については福生市大字福生一、〇六九番地とここに加えようとするものであります。

名称の決定、経過等については去る二月の総務委員会におきまして御相談申し上げ、進めようとしたものでございますが、この会館がオープンになりましたときには、市民の施設として活用されますよう関係地元の方々と御相談申し上げ、運営を固めていこうと思っております。又、附則として、本条例の施行につきましては市規則で定め、下水道は五月か六月ごろ開通予定でございますので、それに合わせて速やかに開館でございますよう進めたいと思っております。

以上、大変難解な御説明でございますが、慎重御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本条例に対する質疑を行います。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木勝次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七号について、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま鈴木勝次郎君より、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第六議案第八号福生市福祉会館条例の一部を改正する

条例と議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長八木房雄君登壇)

○福祉事務所長(八木房雄君) 御指名をいただきまして議案第八号福生市福祉会館条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、いままで六十歳以上の方々の使えなかった福祉会館の入浴室並びに大広間等につきまして、これを身体障害者及び母子の方々に利用していただくこととするものでございます。

内容につきましては、第三条におきまして字句の整備と、第二号におきまして心身障害者の方々、心身障害者福祉法でござりますが、肢体不自由児とか、視聴覚障害者等の方々にご利用していただくというものでございます。それから第三号におきまして、母子とは母子福祉法における方々、言うならば配偶者に死ねた女子とか、それから離婚された女子等と言うものでございます。この方々に利用していただくものがございます。それから、第四条第一号及び第五条第一号につきましては、「老人」の下に「心身障害者及び母子」とつけ加えさせていただくこととするものでございます。それで、この条例は公布の日から施行した、ということでございます。

大変難駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして御決定くださるよう
お願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木勝次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、厚生委員会に付託し、審査
せしめられんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま鈴木勝次郎君より、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出
されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第八号は厚生委員会に

付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第七議案第九号福生市国民健康保険条例の一部を改正

する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明と求めます。

(市民課長 田村忠雄君登壇)

○市民課長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので議案第九号福生市国民健康
保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、助産費と葬祭費の国と郡の補助基準が引き
上げられた関係でこれを改正しようとするものでございます。

内容につきましては、五条の関係は助産費でございます。これを四万円を六万円に
改めようとするものでございます。

六条の関係は葬祭費で、これを一万円から二万円に改めようとするものでござい
ます。なお、附則でこの条例は五十三年の四月一日から施行しようとするものでござ
います。けなはだ難駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして御決定いた
だき

○議長(岩田博君)

これより本案に対す方質疑を行います。

た、いま担当課長から説明を受けたんですけれども、この第六号

メドレから第六条の二の条例で、

それから第六條の二の條例で、
これは私は前々からおかしいことが書いてあつたやう

と云ふ事に思つてゐたものですから、ちやうど機会がありましたので、字句のことに關する

六條の二に「祓作除者か出産した場合において、その出生児を育てるときは……」と云う字句の解釈についてちよつと伺いたゞと思ふんです。

第一番目の育児手当につきましては都の方で、これは国の方は

天保三丁、ませんび

これは全額都が補助金で賄っているわけですね。これは引

からから六巻の二のちの出生児と書いてございますのは、

いづれにす。

う場合には育児手当は出ないわけでございますので出生児と育つたとう、

○議長(岩田博君)

○七番(鈴木藤次郎君)

この際動議を提出いたします。

たに、ま議題となっております。議案第九号については、厚生委員会に付託し、審査

せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

お諮りいたします。

ただ、ま鈴木藤次郎から、本会では厚生委員会に付託された、今日の動議は提出されおした、本動議のとおり決めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

御稟議なれと認めます。
よつて議案第九号付厚生委員会に付

託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君)

日程第八議案第二十六号福生市の一般職員員の昭和五十三年三月

既期未手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本草案について提案理由の説明を求めます。

(即役 篠崎俊夫君登壇)

○即役(篠崎俊夫君) 議案第二十六号福生市の一般職員の昭和五十三年三月期期末手当の支給割合と定める条例について提案理由とその内容を御説明申し上げます。この三月期に市役所職員に支給すべき期末手当の支給割合につきましては、昨日の全員協議会において具体的に御説明を申し上げましたので、重複しての御説明は省略させていただきますが、率で支給いたしまする分は、本記載のとおり給料等の月額のお分の五十と定めようとするものでございます。

御審議をいただきますし、原案どおり御可決、御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本草案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○二番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から、本草案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田博君) この際、日程第九及び日程第十の二案を一括して上程いたします。

日程第九議案第十号福生市育英資金支給条例

日程第十議案第十一号福生市育英基金条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(教育委員会庶務課長 浅見裕康君登壇)

○教育委員会庶務課長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして議案第十号並びに議案第十一号の提案理由並びに概要につきまして御説明を申し上げます。

本件につきましては前回の全員協議会をお開きいただきまして、その趣旨はすでに御説明のとおりでございます。

現行制度が現行の育英資金給与条例と育英会によります支給制度の二本立てになっておりますが、現実には後者が活用され、さらに又その資金につきましては市の財源をもつて充てると、うやうやしくことが実態でございます。今回、一応五十三年度を期しまして、新しい条例にかえ、本市の行政事務としてこの育英資金制度を活用する、というように目的を、本日強提案申し上げた次第でございます。

議案第十一号につきましては、本条例を活用するための資金に充当するため、基金を設定しよう、ということ、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

なお、内容につきまして若干御説明を申し上げます。

一条は目的でございます。市内に居住する、高等学校、あるいは高等専修学校、学校の在学者のうちその修学に要する費用を支給すると、ということでございます。

支給資格につきましては六項目の要件を記載してございます。

三条におき、審議会を設置しまして円滑かつ適正に運営していただく、ということでございます。

四条、五、関係につきましては支給の申請、受給者の決定等でございます。

六条が育英資金の支給額、月額五千円以内と定めようとするものでございます。

なお、附則におきまして、五十二年四月一日から施行する、ということ、二項で

福生市育英資金給与条例——現行条例でございますが、これを廃止したい

、ということ。それから三項におきましては、この条例の施行前に、福生市育英会現

行に基づきまして育英資金の支給を受けている者は、この条例によって受給者として

決定されたものとみなす、と、うやうやしくことをここで言っております。

次に、基金条例のちでございますが、御案内のとおり育英会を発展的に解消す

る、ということに伴いまして、現在、育英会で所持しております資金百七十六万八千余

円を市に御寄付をいただきまして、これと五十三年度予算計上しております積立

金を合せて、この基金を設定しようとするものでございます。

内容は、設置、あるいは積み立て、あるいは管理、運用益金の整理等が条例内

答になつております。

まことに難駁でございましたが、二議案の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げました。よろしく、どうぞ慎重御審議を賜りまして原案御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

○十九番(大野行夫君) ちよとお伺いいたしますが、この支給条例の中で、いろいろとわれわれが疑問を持つことが多くありますけれども、これについてお伺いいたします。

在学の学校長からも推薦という問題が、この内容を見ますと相続とか、いろいろ問題が入っておりますが、この条例どおりの生徒に対して現在やってきて、いろいろと思ひますけれども、いろいろな状態からこれを把握していきますると、この条例どおりになると、いろいろ非常に困難じゃないかと、あるいは極端な言葉で言えば、条例から幾分はみ出し、いろいろな方々もいるんじゃないかと、あるいは考えざるを得るわけですが、そういう関係につきましては、いままでどう、うよううお考えでいられたかどうか。

それからもう一点は、この審査会の内容ですが、審査会というものは、やはり新しく

学校へ行かれる生徒を対象にするのでありまして、その入學年度早々に、あるいは学校が決定した當時にやはりそう、うものを置かなくてはならぬと思ひますけれども、その辺の考え方を今後どのように考えられていられるか、その二点をお願いいたします。

○教育委員会庶務課長(浅見裕康君) お答え申し上げます。

二条の五号の御指摘だと思ひますが、一応、存学学校長、いわゆる中学校長にあります。この場合、やはり所定の様式に基づきました成績書、あるいは評価、そういったものを一応私の方で受けまして、それを一応条件の一つとして参考にして、いたした。このことの趣旨でございます。なお、この羅列いたしました各号に該当しないと申しします。はみ出す昔の危険性があるんじゃないかと、うようう御指摘でございましたが、今後、この条例の運用につきましては適正を期しまして、うこのことのないように、あるいはもう一点逆の意味で、二条にございますように経済的な理由ということが記載されておりますように、現在の世相下におきましては経済的な世相が非常に強いつつ、うことも含めまして、今後、三条にございます育英資金運営審議会の設定もお願いしておりますので、それらを十分慎重に御審議をいただきまして御決定をしていただきたいと思います。

それから、一応審議会の設置をお願いしておるわけですが、できるだけ、条例御議決をしていただきまして、公布されましてから余り日を置かずに開催をしていただくとして、五十三年の受給者の決定にもつて、きたいと、なように考えております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)
以上で質疑を終ります。

○七番（鈴木藤次郎君）
 二方際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第十号及び議案第十一号については、秘書長
の報告に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)
お諮りいたします。

たゞいま鈴木・藤次郎君より、本二案は統務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 よつて議案第十号及び議案第十一号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第十一議案第十二号 飯野福生市立福生第八小学校建設基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長（上野・重勝君） 御指名といたいただきましたので、仮称福生市立福生第八小学校建設基金条例について、その理由並びに内容を御説明申し上げます。

本案は第八小学校の建設につきまして、その基金を積み立てておこうとするものでございまして、市長の施政方針にもありますように、児童、生徒の増加に伴いまして第八小学校の建設が必要となつてまいりますので、その資金にするための積み立てようとするものでございします。

メウ内容につきましては、従来の条例と変わらないうで、資金の設置、運用等を定めたいものとございます。

なお、この基金につきましては昭和五十二年度の第五号補

正予算におきまして一億六千万円積み立てるといふふうになっております。

大變難駁でございまするが、提案理由の説明といたします。